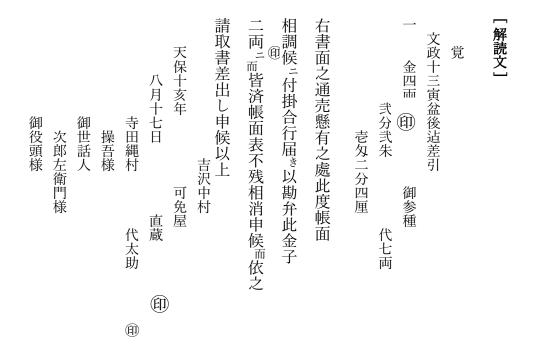
この古文書は、寺田縄の旧家から提供された文書の一つです。時代は、江戸期です。全部で百数十点を超える文書を頂きました。

古文書は「御家流」と呼ばれる流儀で記され、朝廷、幕府、諸藩で公文書として用いられ、寺小屋などでも教えられていたので、広く庶民の間でも使われていました。

御家流での文字は、比較的読みやすいとされていますが、私人間で交わされた文書は、書き手の癖などにより、読むのに苦労します。

天保十(1837)年の「覚書」で、養蚕の蚕種の売買に関する文書です。





文書は、天保十年(1837)に吉沢中村の可免屋(亀屋)店主直蔵、代理の太助と寺田縄村の操吾、世話人次郎左衛門及び役頭との間で交わされた覚書です。

「御参種(蚕の卵)の代金七両の残金、四両分の支払いを、文政13年(1839)のお盆迄の返済とします」と記されています。

続けて、文面には、「書面の通り売掛されていたが、双方、相談の結果、四両を二両に値下げして支払われたので、掛け売りの帳簿を消し、この受取書をさし出します」と、読めます。

・ 天保十年(1837)に、寺田縄村の操吾等と吉沢中村の可免屋(亀屋)との間で、御三種(蚕の卵)の取引がされた記録が存在することは、寺田縄村で、すでに養蚕が行われていたことを、知ることが出来ます。

寺田縄村での養蚕の始まりは、不明ですがこの年よりも以前であることが分かります。

- ・ 蚕種の掛け売りが行われる程に、相互の間で取引が盛んであり、信頼関係が構築されていたこと。背景には、当時寺田縄村の養蚕が盛んであったこと。などが考えられます。
- 養蚕農家は、蚕種(さんしゅ)を購入して、蚕を飼育します。
- 御参種とは、蚕の卵のことで、お蚕様とも通称されていました。